

「市町村合併重点支援地域」に

指定されました

任意合併協議会設立に伴い、今後の合併協議や、まちづくりを円滑に進めるため、4市町村長が県に要望していた「市町村合併重点支援地域」の指定が、8月30日になされました。

この指定を受けたことにより、国の「市町村合併支援プラン」に基づき、地方財政措置の拡充・国の補助事業の優先採択・市町村建設計画の策定支援・情報提供など、国・県の支援を受ける事ができます。

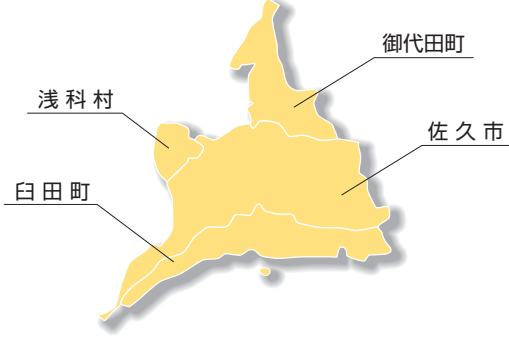
主な支援施策

① 地方行財政措置の拡充
 ・県が行う合併支援事業に対する地方債と地方交付税による財政措置

② 道路などの社会資本整備に充てる補助金の優先採択・重点投資等
 ・市町村の公共施設等を連結する道路等についての優先採択重点投資
 ・農林道等の整備

③ 生活環境、情報技術（IT）、教育等の各分野における事業の優先採択・重点投資等
 ・介護保険広域化支援
 ・下水道等の広域的共同処理
 ・廃棄物処理施設整備事業
 ・地域イントラネット基盤施設整備事業

④ その他合併の障害を取り除く諸施策等
 ・中心市街地活性化による市街地整備・商業振興



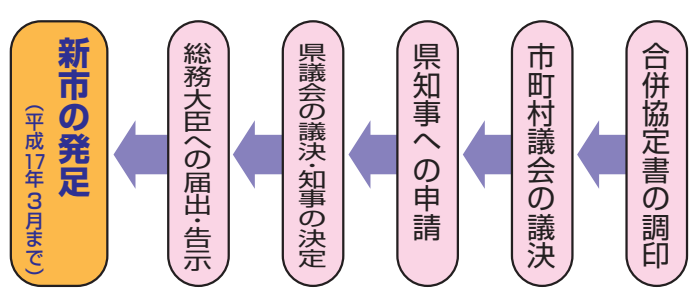
合併しようとする市町村には「**合併特例法**」が適用されます。この法律は市町村の合併の円滑化を図ることを目的とします。

合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）の概要

法律の目的	住民生活や行政も、今までの自治体の枠を越えて広域化しており、それに対応して自主的な市町村合併を進めるため、財政面や制度面で新しいまちづくりを支援することを目的としています。
法定協議会の設置	新しいまちづくり計画や住民サービスの調整等を行うため、市町村の代表者により法定合併協議会が設置されます。
地域審議会の設置	旧市町村各地域の意見を反映させるため、地域審議会の設置ができます。
議会の議員および農業委員会の委員の特例	議会議員および農業委員会委員について、定数や任期の特例があります。
地方税の不均一課税	市町村の税金は、同率で課税されるのが原則ですが、合併の場合には、5年度に限り不均一な課税ができることとなります。
地方債および地方交付税の算定の特例	新しいまちづくりを支援するため、合併特例債や地方交付税等の財政面での国の支援措置があります。
法律の有効期限	この法律は、 平成17年3月31日（平成16年度） まで適用されます。

このほか、住民発議制度、市となる要件の特例、議員の退職年金の特例、職員の身分の取扱いなどが規定されています。また、合併特例法を適用する場合には、合併協議会で協議が必要となります。

合併の手続き



第3段階

法定合併協議会（平成15年末予定）

- 合併協定項目の協議
- 新市建設計画の作成
- 住民への情報提供
- 申請手続 など

第1回

協議会結果を

お知らせします

第1回会議は、8月26日に開催され、次の事項について協議が行われ、すべて原案どおり承認されました。

①規約の承認

協議会は、次の項目について協議・調整を行います。

・合併に係る調査研究に関する事項

・合併に関する基本的事項

・新市建設計画原案の策定に関する事項

・その他合併に関し必要な事項

②役員を選出

委員の互選にて選出されました。

会長

三浦大助（佐久市長）

副会長

加藤哲夫（白田町長）

佐藤治郎（浅科村長）

土屋 清（御代田町長）

監事
角田邦男（佐久市）
田嶋正人（白田町）

③運営方針の承認

・効率的かつ円滑な会議運営
・会議録の作成と公開など

④傍聴規程の承認

・会議の公開や傍聴の手續など

⑤新市建設計画構想策定委員会設置要綱の承認

会長の諮問に応じ、新市建設計画構想原案の作成・答申を行う

⑥平成14年度事業計画の承認

協議会、幹事会、専門部会の開催

⑦平成14年度歳入歳出予算の承認

*左記協議会予算をご覧ください。

平成14年度 歳入歳出予算 (単位：千円)

1. 歳入			
款	項	本年度予算	説明
1	負担金	6,200	
	1 負担金	6,200	1市2町1村負担金 佐久市 2,793 白田町 1,256 浅科村 971 御代田町 1,180
2	諸収入	1	
	1 諸収入	1	預金利子 1
歳入合計		6,201	

2. 歳出			
款	項	本年度予算	説明
1	運営費	3,794	
	1 報酬	1,275	委員報酬 1,040 旅費 235
	2 会議費	480	会議経費 480
	3 事務費	2,039	臨時職員賃金 1,039 旅費 200 需用費 700 役務費 100
2	事業費	2,200	
	1 事業推進費	2,200	広報紙印刷代 1,200 啓発用パンフレット作成費 600 新市建設計画構想策定経費 400
3	予備費	207	
	1 予備費	207	
歳出合計		6,201	

新市建設計画構想策定委員会を設置します

新市の将来構想の原案作りを行うため、策定委員会の設置要綱が承認されました。
次回協議会において委員の方々が選任されます。

区分	各市町村選出	計
識見者等	—	2名
農協代表	—	1名
青年会議所	—	1名
商工観光・女性団体 福祉関係・農業関係 区代表	各団体1名 計5名	20名
議会	1名	4名
助役	1名	4名
計	—	32名

協議会の会議は

傍聴できます

会議開催15分前に傍聴証を配布します。この時点で定員の20名を超えている時は抽選となります。入場できない方は、別室のTVモニターでご覧いただけます。詳しくは事務局にお問い合わせください。

合併推進の全体の流れ

第1段階

設立準備会 (平成14年7月3日)
関係市町村長、議会議長
<ul style="list-style-type: none"> 任意合併協議会の設立準備 関係市町村の行財政の現況制度の調査 住民への情報提供

第2段階

任意合併協議会 (平成14年8月26日)	
新市建設計画構想策定委員会	基本的事項の事前協議など
新市の将来ビジョン原案を策定します	理事者、議会代表、住民代表等
『21世紀の新たなまちづくり』を住民代表の方にも参加していただき、一緒に考えていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 合併に係る基本的事項の事前協議 新市建設計画構想の作成 住民への情報提供 法定合併協議会の設立準備 など